

教学課第1495号  
教特課第491号  
令和2年11月12日

各公立高等学校長 殿  
各特別支援学校長

徳島県教育委員会学校教育課長  
徳島県教育委員会特別支援教育課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に関する「相談・受診」方法の変更等に伴う  
総合寄宿舎等における初期対応手順の更新について（通知）  
(11月12日時点)

令和2年11月9日付け教体課第1083号で通知のとおり、徳島県では令和2年11月9日から発熱等の症状がある場合の「相談・受診」方法が変更されました。

つきましては、別紙のとおり「総合寄宿舎等で新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合の初期対応手順について」を更新しましたので、御確認の上、個別ケース毎に適時適切な対応をお願いします。

主な変更点

- ・季節性インフルエンザの同時流行に備え、症状の場合分けを「発熱等の症状がある場合」と「緊急性が高い場合」とした。
- ・医療機関を受診する際、まず「かかりつけ医」に電話相談することとした。
- ・名称変更に伴い、「帰国者・接触者相談センター」を「受診・相談センター」とした。
- ・「PCR検査等を受ける（受けた）場合」の対応(6)を明記した。

担 当  
特別支援教育課 特別支援学校担当  
統括指導主事 田中 清章  
電 話 088-621-3142  
ファクシミリ 088-621-3056

担 当  
学校教育課 高校教育担当  
指導主事 寒川 由美  
電 話 088-621-3134  
ファクシミリ 088-621-2882